

国保税は社会保険料控除の対象です

平成十七年中に納付した国民健康保険税（国保税）は、所得税の確定申告の際に社会保険料控除の対象となります。

口座振替により納付している方には、十二月中旬に「国民健康保険税口座振替納付済額のお

知らせ」を送付しますので、申告にご使用ください。

口座振替以外の方は、領収書を確認し、納めた国保税を申告してください。

問い合わせ：国保年金課国保収納係・TEL内線2477

家屋の現地調査のお知らせ

現在、市では家屋課税台帳を整備するため、航空写真に基づく確認作業を進めています。

航空写真で判断できない建物については、来年三月にかけて現地調査を実施しています。調査は、市から委託された専門業

者による路上からの調査で、敷地内には立ち入りません。調査期間中は、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ：資産税課家屋係・TEL内線2371

「川越市防犯のまちづくりに関する協定」の調印式が行われました



川越市防犯のまちづくりに関する協定調印式

11月4日、川越市・川越警察署・NHKさいたま放送局川越営業センターとの間で「川越市防犯のまちづくりに関する協定」の調印式が行われました。

この協定は「川越市防犯のまちづくり基本方針」に基づき、市民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、相互に情報連絡を密にして、地域防犯活動の推進に協力するものです。

問い合わせ…市民活動支援課防犯推進担当・TEL内線2421

国際ボランティアリーダー養成講座

国際交流課では、東京国際大学・ユニセフ（国連児童基金）・JVC（日本国際ボランティアセンター）と連携し、国際ボランティアリーダー養成講座を開設しています。講座は単位制で、全6科目14単位（実習4単位を含む）を習得した方を、川越市国際ボランティアリーダーとして認定します。今回は、平成17年度（後期）開講の「国際ボランティア論」「異文化間教育学」の2科目を同時に受講可能な方を募集します。

講師…「国際ボランティア論」＝（財）日本ユニセフ協会・三上健さん ▶ 「異文化間教育学」＝東京国際大学助教授・田部井潤さん

日時…「国際ボランティア論」＝来年1月7日～3月18日、土曜日（全9回・2単位） ▶ 「異文化間教育学」＝来年1月12日～3月23日、木曜日（全9回・2単位）、午後6時30分～8時30分

会場…国際交流センター（クラッセ川越5階）

定員…25人（抽せん）

受講料…各3,000円（1回目に徴収、そのほか教材費が必要になる場合があります）

対象…市内在住・在勤の18歳以上

申し込み…往復ハガキに講座名・住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、12月16日（金）（必着）までに〒350-8601川越市役所国際交流課

問い合わせ…国際交流課国際交流担当・TEL内線2142

エイズ……あなたは「関係ない」と思っていますか？

12月1日は、世界エイズデーです

日本におけるHIV感染者とエイズ患者の一年間の新規報告数の合計が、昨年初めて千件を突破しました。

エイズはHIV（ヒト免疫不全ウイルス）を原因とする感染症です。新たな感染の大部分は

性行為によるもので、今、若年層の感染が問題になっています。エイズ発症者が増え続けているのは、先進国では異例のことと、社会の無関心による予防と検査の遅れが主な原因と考えられています。

HIVの感染は、発病するま

36時間AIDS電話相談

36時間AIDS電話相談実行委員会主催（川越市後援）

日時：11月26日（土）、午前10時～27日（日）、午後10時

相談電話：0120-545036

問い合わせ：保健予防課感染症係・TEL227-5102

30時間連続！エイズ電話相談

日時：12月3日（土）、午前9時～4日（日）、午後3時

相談電話：048-825-3060

問い合わせ：埼玉県感染症対策室・TEL048-825-3060

で特有な自覚症状がありません。感染の可能性のあった日から三か月以降にHIV抗体検査を受けることで、感染を知ることができます。早期発見は、発病を予防する治療を開始するためにも、ほかの人につけないためにも、大切なことです。

保健所では、匿名・無料でHIV抗体検査（血液検査）を月三回行っています。詳しくは、毎月二十五日発行の広報川越・市民相談案内のページをご覧ください。

問い合わせ：保健予防課感染症係・TEL227-5102

児童養育のためのお知らせ

児童扶養手当と特別児童扶養手当

市内に住む日本国籍を持たない方も受付けられます。随時、こども家庭課（本庁舎二階）で申請でき、申請を受け付けた翌月分から支給されます。

なお、いずれも所得制限があります。また、公的年金を受けられる場合および児童福祉施設等に入所している場合は手当を受けられません。

●児童扶養手当

母子家庭や父親に一定の障害がある児童の母または母親

ひとり親家庭等に医療費の一部を支給

ひとり親家庭、父母のいずれかが障害者の家庭の方などが医療保険制度で医療機関にかかった場合、医療費の一部を支給します。

支給を受けられる方

次のいずれかに該当する児童と、父・母・養育者。日本国籍を持たない方も受けられます。

- ①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父母のいずれかが一定の障害の状態にある児童④父または母に一年以上遺棄されている児童⑤その他の理由で父または母

に代わる児童の養育者に、支給します。次のいずれかに該当する児童が、満十八歳に達した日の属する年度の三月末日（一定の障害がある場合は二十歳未満）まで支給します。

対象

- ①父母が離婚した児童②父が死亡した児童③父に一定の障害のある児童④父に一年以上遺棄されている児童⑤その他の理由で父と生計が同じではない児童

●特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する二十歳未満の児童を家庭で養育している方に支給します。

小学校第三学年修了前のお子さんがいる方で、前年の所得が一定未満（表）の方は、児童手当が支給されます。該当する方で申請していない方

児童手当

①精神に障害があり、一人ではまったく日常生活ができないまたは著しく制限される児童②身体に障害があり、おおむね身体障害者手帳一級・二級および三級程度の児童

問い合わせ：こども家庭課児童福祉係・TEL内線2587

と生計が同じではない児童児童の年齢
満十八歳に達した日の属する年度の三月末日（一定の障害がある場合は満二十歳に達する日の前日）までです。

次の場合は受けられません

- ①児童が福祉施設等（母子生活支援施設・通所施設は除く）に入所している②生活保護を受けている③本人または同居の扶養義務者に一定額以上の所得がある

受給者証交付申請手続き

要です。次の①⑥を用意し、

問い合わせ：福祉医療課福祉係・TEL内線2532

福祉医療課（本庁舎二階）に交付申請をしてください。
①印鑑②健康保険証③全部事項証明（戸籍謄本）④世帯全員の住民票の写し⑤振込先の預金通帳（郵便局を除く）⑥前住所地の役所が発行する所得証明書（平成十七年一月一日現在、川越市に住んでいなかった方）

*児童扶養手当を受給している方は、手当証書を提示することにより③④⑥を省略できます。

問い合わせ：福祉医療課福祉係・TEL内線2532

問い合わせ：福祉医療課福祉係・TEL内線2532

所得限度額表（平成17年度）

扶養人数	児童手当	特例給付
0人	3,090,000円	4,680,000円
1人	3,470,000円	5,060,000円
2人	3,850,000円	5,440,000円
3人	4,230,000円	5,820,000円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算	

*対象は、平成16年分の所得です（収入額ではありません。源泉徴収で収入が給与のみの場合は、給与所得控除後の金額です）。限度額表には政令控除分8万円が加算してあります。

遺児手当

市では、両親がいない義務教育修了前の児童を養育している方に対し「遺児手当」を支給しています。

次の支給要件のすべてに該当する方は、こども家庭課（本庁舎二階）へ申請してください。

支給要件

は、印鑑・請求者名義の預金通帳を持参して、こども家庭課（本庁舎二階）または出張所・連絡所に申請してください。申請を受け付けた翌月分から支給されます。

特例給付

児童手当の所得限度額を超えていても、厚生年金・私学共済などに加入していて、所得が一定額未満（表）の方は、特例給付が受けられます。

特例給付の受給者が会社などを退職したときは、消滅届を提出してください。
所得の算出には一定の控除があります。詳しくは、こども家庭課にお尋ねください。
問い合わせ：こども家庭課児童福祉係・TEL内線2588

遺児手当

①児童が両親のいずれとも別居している②児童と同居し、養育している③児童が親の扶養を受けていない④市内に住み登録または外国人登録をしている

持ち物：印鑑・預金通帳

問い合わせ：こども家庭課児童福祉係・TEL内線2587

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 標準営業約款制度（Sマーク）登録店は、安心・安全な信頼できるお店です 食品・環境衛生課・TEL227-5103
標準営業約款制度は、消費者擁護のための制度です。厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した店舗（理容店・美容店・クリーニング店・めん類飲食店・一般飲食店）は、店頭でSマークを掲げています。詳しくは、(財)埼玉県生活衛生営業指導センター・TEL048-863-1873にお尋ねください。
- 火災などで損害を受けた家屋の固定資産税等が減免される場合があります 資産税課管理係・TEL内線2363
消防局予防課が発行した「り災証明書」を添えて、資産税課（本庁舎2階）でご相談ください。詳しくは、お尋ねください。
- 来年4月（平成19年3月分受け付け）から、初日受け付けの時間が変わります 市民会館・TEL222-4678
市民会館・やまぶき会館、メルト（TEL233-6711）、ジョイフル（TEL248-4115）の初日受け付けの受付時間が、午前9時～10時に変更になります。詳しくは、各施設にお尋ねください。